○厚生労働省令第百七十一号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十八条第三項、第百条の四第一項第四十三号及び第百一条の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令

厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第十一項に次のただし書を加える。

ただし、法第百条の二第四項の規定による衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、厚生労働大臣が当該受給権者に係る第三十二条の三第一項第四号から第六号までに掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

第三十二条の三第一項に次のただし書を加える。

ただし、法第百条の二第四項の規定による衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、厚生労働大臣が当該受給権者に係る第四号から第六号までに掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

第三十二条の四第一項に次のただし書を加える。

ただし、法第百条の二第四項の規定による衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、厚生労働大臣が当該受給権者に係る第四号及び第五号に掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

○会計検査院規則第十号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十一月三十日

会計検査院長　河戸　光彦

規　則

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

北海道旅客鉄道株式会社	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第七条	
四国旅客鉄道株式会社		
九州旅客鉄道株式会社		
日本貨物鉄道株式会社	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第七条	

を

北海道旅客鉄道株式会社	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第七条	
四国旅客鉄道株式会社		
日本貨物鉄道株式会社		

に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の計算証明規則の規定は、平成二十八年十月二十五日から適用し、同日前の期間に係る九州旅客鉄道株式会社の計算証明については、なお従前の例による。

告　示

○国家公安委員会告示第五十九号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により平成二十八年十一月九日付けをもって次のとおり駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

平成二十八年十一月三十日

国家公安委員会委員長　松本　純

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N16－42	26インチ　電動アシスト自転車－207 bicycle－207assist	日本タイガー電器株式会社 大阪府高槻市八幡町７番33号
交　N16－43	26インチ　電動アシスト自転車－456 bicycle－456assist	日本タイガー電器株式会社 大阪府高槻市八幡町７番33号
交　N16－44	ＬＷＤ63 ＥＬＷＤ63	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　N16－45	ＬＷＬ03 ＥＬＷＬ03	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　N16－46	ＬＳＴ632 ＥＬＳＴ632	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　N16－47	イータウン ＳＢ20－0002	株式会社アイジュ 富山県砺波市東石丸397番地７
交　N16－48	ブリヂストンアシスタ Ｃ３	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１